

サステナビリティ開示に関する関係府省会議の開催について

令和4年3月14日
関係府省申合せ案

1. サステナビリティ情報の開示について、国際的な基準策定に向けた議論や国内の取組が進められていることを踏まえ、関係府省相互の緊密な連携を確保するため、サステナビリティ開示に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
金融庁企画市場局企業開示課長

構成員 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局企画官
内閣府男女共同参画局総務課長
法務省民事局参事官
法務省人権擁護局人権啓発課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
経済産業省経済産業政策局企業会計室長
国土交通省総合政策局環境政策課長
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長
環境省大臣官房環境経済課長

3. 会議の庶務は、金融庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。